

議案第75号

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年12月11日提出

日野町長 景山 享弘

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和45年日野町条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の8の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。